

住民監査請求書

令和 8 年 7 月 9 日

稲城市監査委員殿

住所

氏名

電話

1 請求の趣旨

稲城市が指定管理者に管理運営を行わせているオーエンス健康プラザ温水プールにおいて、採暖室が「故障中」として長期間にわたり使用停止とされているにもかかわらず、故障内容や復旧見通しが明らかにされず、また利用料金の減額等の措置も講じられていないことは、地方自治法第 2 条第 14 項に定める住民福祉の増進及び公の施設の合理的運営に反し、指定管理者との協定に基づく管理監督義務の懈怠に当たるおそれがある。

よって監査委員は、次の是正措置を講ずるよう稲城市長に勧告されたい。

- 1 採暖室の故障箇所及び故障内容、並びに復旧又は設備更新の見通しについて、利用者に分かる形で速やかに公表させること。
- 2 採暖室が利用できない期間のプール利用料金の取り扱いについて、減額や返還等、利用者に不利益を与えない方針を速やかに定め、公表させること。
- 3 採暖室の運転停止が、単なる電気料金等の節減を目的として行われたものではないかについて事実関係を監査し、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があれば、これを是正させること。

2 請求の理由

(1) 事実関係

ー オーエンス健康プラザ温水プールは、稲城市の公の施設として、市民の健康増進を目的に設置されており、温水プールのほか、入水により冷えた体を温める採暖室等を備えた健康増進施設である。

二 当該プールの採暖室について、令和 7 年秋頃から「故障中」との掲示がなされ、以後、約十か月以上にわたり利用中止が継続している。請求人は、この間、プールを継続的に利用しているが、採暖室を一度も利用できていない。

三 しかしながら、稲城市及び指定管理者から、

- ・採暖室の故障箇所がどこであるのか
- ・いつまでに復旧又は更新する見通しなのか
- ・採暖室が長期間利用できない間の利用料金をどのように取り扱うのか

について、公式ホームページ等での公表や、館内掲示による具体的な説明は見当たらない。

四 採暖室にはヒーターが複数基設置されており、通常、この種の設備は個別ブレーカー又は制御盤により運転制御が行われる構造であると考えられる。そのため、理論上は全体を停止させるのではなく、一部のみを稼働させることで、限定的であっても採暖機能を提供することが可能である可能性が高い。

五 採暖室の利用中止開始時期は、電気料金の高騰や人件費の上昇が社会的な問題となっていた時期と重なっている。このため、採暖室の停止が真に設備の故障によるものなのか、それとも電気料金等の経費負担を回避する目的で運転を中止したのかについて、利用者の間に疑念が生じている。

六 採暖室が利用できないにもかかわらず、プール利用料金については従前と同額が徴収されている。採暖室は、特に高齢者や長時間利用者にとって重要な付帯設備であり、その機能が長期にわたり停止していることは、利用者が本来享受できるべきサービスが提供されていない状態といえる。

七 本件採暖室の利用中止から既に約十か月が経過しており、「一時的な故障」という説明では済まされない長期の停止となっている。それにもかかわらず、市としての対応方針や今後の見通しが示されていないことは、公の施設の管理運営として適切とはいえない。

(2)法令及び契約上の問題点

一 オーエンス健康プラザは、公の施設として、市民の健康増進や福祉の向上を図ることを目的として設置されている。採暖室は、温水プール利用に付随する冷えの緩和や体調管理のための重要な設備であり、その長期停止は施設の設置目的に照らして看過し難い。

二 採暖室が長期間にわたり使えないことは、施設が本来の機能を十分に発揮できていない状態であり、利用者に対して事前の説明や合意なくサービス水準を低下させているものと評価できる。

三 にもかかわらず、利用料金の減額や返還等の措置が講じられていないことは、長期の稼働停止の場合には利用料を安くすべきであるとの利用者の合理的期待に反し、結果として市又は指定管理者が不当に収入を得ている状態となっているおそれがある。

四 さらに、もし採暖室が実際には完全には故障しておらず、あるいはヒーターの一部を稼働させる等の方法により一定の機能提供が技術的に可能であるにもかかわらず、電気料金や人件費等の節減を主たる目的として運転を停止しているのであれば、そのような運営は、公金を用いた公の施設の適切な管理運営とはいえず、地方自治法第 2 条第 14 項に定める住民福祉の増進や最少の経費で最大の効果を上げるという趣旨に反するおそれがある。

五 オーエンス健康プラザは指定管理者制度により管理運営されており、指定管理者には施設を適切に維持管理する義務が課されている一方、稲城市には、指定管理者の業務が適正に行われているかどうかを監督し、必要に応じて指導・是正を行う責務がある。

六 採暖室の長期停止と利用料金の据え置きという状態を、稲城市が漫然と容認しているのであれば、これは指定管理者に対する管理監督義務を十分に果たしていない「財務会計上の怠る事実」に該当し得る。

(3) 監査委員に求める調査事項

以上を踏まえ、監査委員において、次の事項を中心に事実関係を調査されたい。

一 採暖室の故障箇所は具体的にどこか。その内容を示す点検記録、修繕見積書、修繕計画書等の存在及び内容。

二 採暖室の復旧又は設備更新の予定時期、そのための予算措置や工事計画の有無、並びにこれらに関する稲城市と指定管理者との協議経過を示す内部文書の有無。

三 採暖室が長期間利用できない間のプール利用料金の取り扱いについて、市としてどのような検討を行ったのか、その判断過程を示す文書の有無、及び利用者への説明・周知の有無。

四 採暖室ヒーターが複数基設置されている場合において、その一部を稼働させることが技術的に可能かどうかについての検討状況、及びその検討結果を踏まえた判断の妥当性。

五 採暖室の利用中止時期と、電気料金や人件費等の上昇時期との関係、並びに運転停止を決定した際に経費節減を主たる目的とした記載がある内部資料の有無。

六 採暖室の長期停止にもかかわらず利用料金を据え置いていることが、利用者にとって不当な負担増加となっていないかどうかについての財政的評価、及び合理的といえるかどうかの判断。

以上